

平成26年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成26年6月26日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 本巢市農業委員会委員の推薦について
日程第4 議案第34号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第35号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例について
日程第6 議案第36号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第38号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
日程第8 報告第6号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類について
日程第9 報告第7号 一般財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
日程第10 報告第8号 一般財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
日程第11 報告第9号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について
日程第12 議案第39号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）
日程第13 発議第4号 集団自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	白井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長 藤原 勉 副市長 石川 博紀

教 育 長 白 木 裕 治
企 画 部 長 大 野 一 彦
健 康 福 祉 部 長 林 正 男
林 政 部 参 事 兼 兼 尾
部 長 心 得 兼 根 心 得
總 合 支 所 長
教 育 委 員 会
事 務 局 長 岡 崎 誠

總 務 部 長 神 谷 義 幸
市 民 環 境 部 長 片 岡 俊 明
産 業 建 設 部 長 大 熊 秀 敏
上 下 水 道 部 長 杉 山 敏 郎
会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 村 瀬 敏 勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長 安 藤 正 和
議 会 書 記 山 本 憲

議 会 書 記 杉 山 昭 彦

開議の宣告

○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 村瀬明義君と14番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（若原敏郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、報告をいたします。

6月19日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、石川副市長、各所管部長ほか関係職員に出席を求め、付託案件1件、協議案件1件について審査、協議を行いました。

初めに、議案第38号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第1号）に係る工事予定箇所の現地視察を行いました。

引き続き、午前10時30分から、議案第36号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての審査と、議案第38号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についての協議を行いました。

議案第38号の補正予算については、執行部から補正に計上してある農地中間管理事業についての説明を受けた後、質疑を行いました。

農地中間管理事業に関して、委員からは、一つ、担い手農家の認定基準について、一つ、農地中間管理機構はどこが担うのか、一つ、民間企業も農地の受け手になれるのか、一つ、農地の貸し手、または借り手の不利益になることはないか等々の質疑がありました。

以上、報告いたします。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

では、総務企画委員会から御報告申し上げます。

6月20日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、提案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長ほか関係職員に出席を求め、付託案件2件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第34号 本巣市税条例の一部を改正する条例について、議案第35号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巣市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例についての審査を行い、その後、議案第38号 平成26年度本巣市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務部に属する予算について協議を行いました。

議案第38号については、委員から、地域防災計画に係る時点修正業務の内容について、防災会議委員の報酬の増額理由についての質疑がありました。

次に、企画部関係の協議案件、議案第38号 平成26年度本巣市一般会計補正予算（第1号）について協議をしました。

初めに、企画部長より、職員給与費の補正内容及び職員数の増減についての補足説明を受けた後、質疑を行い、委員からは、職員数の減少理由や欠員時の対応についての質疑がありました。

以上で総務企画委員会からの報告をいたしました。

○議長（若原敏郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 本巣市農業委員会委員の推薦について

○議長（若原敏郎君）

日程第3、本巣市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づき、農業委員会の所掌に属する事項について、学識経験を有する者4人を推薦するものでございます。

お諮りします。議会推薦の農業委員は4人とし、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長より指名いたします。

初めに、本巣市政田469番地、高田禮子氏を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、高田禮子氏を推薦することに決定しました。

続きまして、本巣市七五三1065番地、大西由美子氏を指名したいと思います。御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、大西由美子氏を推薦することに決定しました。

続きまして、本巢市文殊761番地1、富田義・氏を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、富田義・氏を推薦することに決定しました。

続きまして、本巢市根尾板所367番地1、畑中・司氏を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、畑中・司氏を推薦することに決定しました。

以上のとおり、農業委員会委員にはただいまの4人の方を推薦することに決定しました。

日程第4 議案第34号及び日程第5 議案第35号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第4、議案第34号 本巢市税条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第35号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例についてを一括議題といたします。

議案第34号及び議案第35号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

議案第34号 本巢市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告します。

初めに、総務部長より詳細説明を受けた後、質疑を行いました。委員からの質疑に対しては、法人住民税の法人税割の税率引き下げ分を国税に上乘せし、地方交付税の原資とするとのことであるが、地方交付税の充当方法についての質問には、具体的な配分方法については、国からの説明は受けていない旨の回答がありました。

また、委員からは、軽自動車税の引き上げは、公共交通機関の少ない地方の住民にとって大きな負担になるのではないかと発言がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決するものと決定いたしました。

議案第35号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例について、審査の経過と結果について報告します。

審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（若原敏郎君）

議案第34号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の地方税法の改正に伴って、税条例の改正というものになっておるわけでありまして。税法の改正の中には当然のものもございますけれども、特に今回の税条例の改正の中で、2点について疑問を、あるいは問題だというふうに思った点がございまして、それを申し上げて反対討論としたいと思っております。

まず1つは、委員長報告にもございましたように、法人住民税の法人税割を県・市合わせて4.4%減らして、それを新たに地方法人税を創設してそこに吸い上げて、それを交付税の会計に入れ、それをまた活用するということでありますけれども、交付税に入れるということは、本来の地方交付税の役割である地方の財政を均等にする、あるいは財政力の弱いところには厚くするとか、そういった本来の役割とはちょっと違って、どうも新たに元気創造事業というものを創設して、いわゆる政策的な事業にこれを充てるという動きも出てきております。そうすると、下手をすると減額された分、これだけ吸い上げられて終わりということになりかねません。いまだ詳細が来ていないということでもありますけれども、しかし、そういった使い道も明確にしなごうら、本来こうした是正をすべきだというふうに考えます。

そういう点が1つと、もう1つ、そうした中で、軽自動車、あるいは原付自転車といったものに対する課税は大幅にアップをされました。軽自動車の四輪の自家用でいえば1.5倍に、また原付50cc以下では2倍、250ccまでは1.5倍というふうに大きな引き上げが強行されています。消費税の増税と合わせてダブルパンチではないかというふうに考えざるを得ません。

一方で、法人税の減額をどんどん進めようとしながら、市民、住民にはこうした負担を押しつける、こうしたやり方については、到底納得することができないというふうに考え、反対をいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、反対討論をるる説明いただきましたけど、もともとが地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴って改正してきておるといふことでありまして、上げるとかどうのこの、だめとかいろんなことをいろいろ説明いただきましたけど、今、軽自動車税についてのお話がありましたけれども、普通自動車に比べればうんと安いというようなことが今までずっとあったり、いずれに対してももう少し分担をしてもらって、その分をまたいろんな面でお返ししていくというのが税の仕組みかなと思ったりもしております。

そんなようなことから改正していくということでございますけど、そのようなことから総合的に判断して私は賛成をしていきます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第34号 本巣市税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第35号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巣市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第35号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巣市固定資産税の

不均一課税に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第36号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第6、議案第36号 本巣市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第36号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

御報告申し上げます。

議案第36号 本巣市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

条例の改正に関連して、委員から、道路上の広告物が占用許可を受けているのか否かを判断するための表示を検討しているかとの質問に対しては、執行部から、広告物については道路占用の許可をしていない旨の回答があり、また委員から、道路に接した小屋で農産物を販売していることがあり、購入者は道路上で農産物を購入しているが、規制や占用料の徴収はできないかとの質問に対しては、危険と考えるが、民有地に建つ小屋の規制は難しく、占用料の徴収はできないとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（若原敏郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、委員長のほうから報告がありましたけれども、市民からいろんなことも負託されている中において、その重要な会議の中において、居眠りをしていた議員がおられます。そういう中において、慎重審議というような形の報告はいかがかと思しますので、改めてお聞きをいたします。

○議長（若原敏郎君）

鏑本議員に申し上げますが、議案の審査に対する質疑とはちょっと離れておりますので、今の質問はなしとします。

○3番（鏑本規之君）

離れているかい。それならもう一遍言い直します。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

鏑本議員。

○3番（鏑本規之君）

今、委員長から報告がありましたけれども、いろいろな形で審議等々、いろんな形で協議をしてまいりました、この案件について。その中において一部の議員が睡眠をとっておる。そういう中において審議されたことが全員一致というような形でなされていいのか。早い話が立ったり座ったりするだけのことであって、その間の中が寝ておるような中において審議されることにおいて、付託を受けた委員長として、また付託を委託した議員に報告することにおいて、少し不適切ではないかという思いがしましたので報告をするわけです。以上。

○議長（若原敏郎君）

じゃあ、報告ですね。

今、付託案件についての質疑ではなくて、鏑本議員の報告ということで聞きましたんで。

そのほかの質疑はありませんか。

○3番（鏑本規之君）

俺、委員長の報告が間違っておると言っておるんや、委員として。

何なら暫時休憩しますか。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めますので、これで質疑を終わり、産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第36号 本巣市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第38号（質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第7、議案第38号 平成26年度本巣市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、農地中間管理事業について若干お伺いをいたします。

農地中間管理事業というのは、全国的に農地の耕作地の80%を担い手に集約しようという事業でありますが、岐阜県の場合は78%を目標にしていると聞いています。この78%の目標が平成35年度ということになっておりますが、25年度現在の担い手の利用率は30.9%というふうになっています。

そこで、本巣市における担い手の数及び担い手が利用している面積、また率についてどうなっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それではまず、担い手の数といいますか、認定農業者の数から説明させていただきますが、認定農業者は現在39名、うち農業生産法人が12ございます。そのうち畜産業者が農業法人として2法人ございます。それから、認定就農者というものがございまして、この部分で9名。それから担い手という方が現在27名というふうになっております。

それから御質問の利用率につきまして、面積でございますが、農地面積が2,241.8ヘクタールございまして、そのうち円滑化事業の設定面積が384.02ヘクタール、現在17.1%の設定となっておりますのでございます。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

そうしますと、先ほど申し上げたように、県は30.9%というふうに言われています。そこからすれば相当少ないわけでありますけれども、それが78%になっていくというのが正直言ってとても考えられませんけれども、そのことは結構ですけれども、この農地管理事業、あるいは県に管理機構というのができて、その委託を受けて集積計画というのを市がつくっていくということになっていくというふうに思いますけれども、そのための準備のいろんな周知事業に今回の予算が充てられるだろうというふうに考えております。

さらに詳細が来てからで結構ですけれども、その段階で実際にどう具体的に進んでいくかということは改めてお聞きしたいとは思っておりますけれども、今の段階でちょっと気になっておりますのは、国の資料を見ておられますと幾つかありますけれども、1つだけ申し上げますと、この事業で貸し付けに関する手続を極力簡素・合理化するというふうにございまして、その中で特に個々の農

地の権利移動について、農地法に基づく農業委員会の許可は要しないものとするというふうにあります。そうすると、農業委員会との絡みというのは非常に複雑になってくるし、また農業委員会との関係が非常に違った意味で問題になってくる可能性もありますので、そういった点も関係機関、関係団体とよく調整しながら進めてほしいというふうに考えています。今後の状況については、その都度教えていただければというふうに思っています。

まだ、今の段階でこれ以上聞く状況ではないというふうに考えておりますので、申し上げるだけ申し上げます。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それでは、1つは民生費の計上職員数、2つ目は（仮称）根尾幼稚園について、3つ目が地域密着型特別養護老人ホームについて、順次お聞きをしたいと思います。

健康福祉部長にお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

民生費の計上職員数でございますが、概要でいきますと2ページと4ページ、予算書でいきますと11ページと17ページでございますが、この計上職員数が2ページのほうで34名から24名のマイナス10という説明がございます。なお、4ページにつきまして今度は21名が30名、プラス9という説明がございますが、マイナス10とプラス9の数字の違いについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございますが、概要の2ページと4ページに、保育園の保育士の数がマイナス10名と、逆にプラス9名ということで、1名の差があるのではないかと御質問でございますが、この1名の差異につきましては、保育士数を通常数で昨年の当初予算の策定時に計上しておりましたが、ことしに入りまして年度末で1名の方が退職をしたということでございまして、その1名分の差異でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

わかりました。

それで、前からなかなか保育士を募集しておるが十分な採用ができないというような報告も聞いたことがございますが、今、予算要求の人員のことでお話がございましたが、予算要求の人数は、私の資料では正職員が51名、日々雇用が96名に人材派遣が24名という基礎データの中で予算編成が

されておるといふ報告を受けておるんですが、実際、今、直近でいいんですが、この人数が充足されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

各園のクラスの担任と、あと生活支援を担当しております正職員であつたり、日々雇用職員、また派遣職員につきましては、今のところ100%の充足をしておりますが、定員加配で1名、それとあとフリーの日々雇用が2名、そして延長保育の早朝、また薄暮の保育士、そしてそれにかかわります派遣職員が約5名ほど不足を生じております。この不足のかわりは、現在おります職員でローテーションで賄っておつたりとか、あと代替職員等を利用しながら対応をしておるといふことでございます。

特に不足をする部分は、早朝・薄暮についてが非常に多いわけございまして、この早朝・薄暮というのは非常に時間が短いということと、そしてまた1日の間に朝と夕の2回の出勤をするために、なかなか雇用が困難であるという現状でございます。

しかし、私どもとしましては、この状態がずうっと続いておりますので、毎月のように広報紙等、公募をかけまして、またそのほかにはハローワークであつたりとか県の保育士コーディネーターの登録をしたりとかしまして、いろいろ手を尽くしてはおります。

今のところ、大体2カ月から3カ月ぐらいの間に一、二名程度の実際申し込みがありまして、その都度面接をさせていただきまして、随時雇用しているというのが現状でございます。この状態は今後引き続き雇用に向けて努めてまいりたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

高田文一議員に申し上げておきますが、これで3回目ですので、承知ください。

○7番（高田文一君）

今お聞きしましたところ、充足はしていないということでございますけれども、広く子育て支援で、ことしから本巢も幼児園化が進み、さらに今後幼児園化を進めていくという方針が立てられておりますので、できるだけ早く支援体制を整えていただきたいというふうに思っております。この件については以上ですが、2点目、よろしいでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

これで3回目ですので、これで終わりです。

あと2つ残っておるそうですが、もう全部含めて1回しか、これで終わりですので。

○7番（高田文一君）

それじゃあ、根尾幼児園の件についてお聞きをしたいと思います。

市長報告、行政報告の中で、保育室が2つ、未満児室が1つというふうに報告をいただいておりますが、現在入園希望者を把握されているのかどうかということが1つでございます。もう1つ

は、さらに根尾地域のゼロ歳から5歳の利用率といいたいまいしょうか、どのくらいの方が住んでおられるのか、それから精華保育園に現在何人ぐらゐの児童が通園なさいているのか。細かいことですので、数字がなければ後ほど結構です。

地域密着型特別養護老人ホームについては、補助金が今回計上されておりますけれども、補助金の申請には当然法人化をまず進めないといけなさいかと思っておりますけれども、そういう整備計画、法人化がいつされ、あるいは着工、あるいは完成というのはいつごろになつてゐるかということ。

それから、当初予算の課題の中に、もとす広域連合管内の施設入居者、待機者の減少を図るために今回地域密着型特別養護老人ホームを計画しているという方向性が示されております。ですから、そういうことで、私も過去、大変な老人ホームの申込者がいるということは間接的には聞いておりますけれども、参考に、大和園特別養護老人ホームの申込者、通常待機者といいたいますが、今どのぐらゐの待機者がお待ちになつてゐて、できればその待機者の中で本巣市在住の申込者はどのぐらゐお見えになるのか、それだけお聞きをして終わりたいと思いたいます。

○議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

そうしましたら、一番最初の御質問ですが、（仮称）根尾幼稚園でございます。ここの入園の予定につきましては、うちのほうでまだ受け付けをしておりませんので、現在は未定でございます。

それと2つ目の根尾地域の在住の対象児ということで、ゼロ歳児から5歳児の子どもさんの数でございますが、4月の調べの中では36名です。それで、来年の27年4月の見込みとしましては、一応33名というふうに予側をしております。

それと、精華保育園の現在の園児数というお尋ねだったと思いたいますが、現在は17名でございます。

それと、次に地域密着型の特養老人ホーム整備の計画ということでございますが、今現状といたしましては、予算の当初のときは仮称でございましたが、今現在は社会福祉法人慶睦会ということでございますして、平成26年4月8日に社会福祉法人の登記が完了されております。

整備場所につきましては、国道157号線沿い、曾井中島1698番地の施設。施設は木造の平家建てで、延べ床面積につきましては1,403.22平米でございます。特別養護老人ホームの定員は29名、それとショートステイの定員が10名でございます。ことしの8月下旬に着工を予定してございまして、27年2月に完成予定でございます。これが今の計画でございます。

それと、大和園の特養の待機者が何名ぐらゐだというような御質問だと思いたいますが、6月1日現在で、本巣広域管内と一部管外を含めまして330名の申し込みがあるということですので。そのうち本巣市に住民票のある方につきましては、209名の申し込みの待機者がお見えになるということでございます。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第38号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩をいたします。10時20分まで休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

日程第8 報告第6号から日程第11 報告第9号まで（上程・説明）

○議長（若原敏郎君）

日程第8、報告第6号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類についてから日程第11、報告第9号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加をさせていただきました議案につきまして、提案説明を申し上げます。

まず、報告第6号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類について、次に報告第7号 一般財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、次に報告第8号 一般財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第9号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、以上の報告4件につきましては、いずれも地方自治法の規定によるものでございますので、一括して報告させていただきます。

報告第6号につきましては、一般財団法人もとす振興公社における平成25年度事業報告及び決算並びに平成26年度事業計画及び予算について報告させていただくものでございます。

また、報告第7号から第9号までにつきましては、各団体が今年度より一般財団法人もとす振興公社に統合いたしましたことによりまして、平成25年度事業報告及び決算につきまして報告をさせ

ていただくものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から報告するよう申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（若原敏郎君）

報告第6号から報告第9号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、まず初めに報告第6号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページから2ページ中段にかけて法人の概況が記載されており、設立年月日、寄附行為に定める目的及び事業内容等については、ごらんいただいたとおりとなっております。

2ページ下段から7ページ中段にかけて事業の実施状況が記載されております。

本県市観光協会との共催により、古田織部の命日に先立ち織部顕彰茶会を開催し、好評を得ました。その他、織部展示館やそば打ち、絵つけ体験教室の利用状況、野菜栽培講習会の開催状況、食材供給施設の利用状況、秋の感謝祭の開催状況などが記載されておりますが、直売施設、そば打ち体験につきましては、前期に比べ利用者と収入額とも増加でありました。

6ページ下段から10ページ中段につきまして、役員会の開催状況が記載されており、理事会を7回、評議員会を3回、財団統合に伴い役員等合同会議を2回、4法人役員等合同会議を2回開催しております。

10ページ下段の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移であります。25年度の枠内をごらんください。

前期繰越収支差額457万3,000円に当期収支差額マイナス257万9,000円を加えまして、次期繰越収支差額は199万4,000円となっております。

資産合計は1億4,822万4,000円となっております。負債合計4,101万1,000円を差し引きまして、正味財産は1億721万3,000円となっております。

11ページから18ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、監査報告書となっております。

19ページからは平成26年度の事業計画並びに収支予算であります。

26年度からは、統合しましたNEO桜交流ランド、NEOふるさと財団の事業及び解散した株式会社うすずみ特産事業を継承し、各種団体と連携して地域の産業振興を図りながら、訪れる、泊まる、くつろぐ、食べる、買う、知る、見る、体験するといった要素を複合した施設運営を展開し、都市と山村との交流の促進、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献していくという事業実施方針により、予算総額4億3,049万6,000円により事業を行うこととなっております。

以上、一般財団法人もとす振興公社の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第7号 一般財団法人NEO桜交流ランドの計画状況を説明する書類について、

補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページから2ページの上段にかけて財団の内容を記載しており、設立年月日、寄附行為に定める目的及び事業内容等についてはごらんいただいたとおりとなっております。

2ページ中段から5ページ上段にかけて、事業の実施状況を記載しております。

さまざまな取り組みの結果、利用者数につきましては、ホテル館、陶芸工房は前年比減となりましたが、温泉館につきましてはイベントの積極的な開催やホームページを活用したウェブ割引きの拡充もあり、前年対比1,206人の増となりました。

5ページ中段から6ページ中段にかけて、役員会の開催状況を記載しております。

6ページ下段の収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移についてであります。平成25年度の欄の前期繰越収支差額マイナス1,351万2,000円に当期収支差額363万6,000円を加えまして、次期繰越収支差額はマイナス987万7,000円となっております。

資産合計につきましては6,208万5,000円となっております。負債合計5,894万1,000円を差し引きますと、正味財産の期末残高は314万3,000円となっております。

8ページから14ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、監査報告書となっております。

なお、一般財団法人NEO桜交流ランドは平成26年4月1日をもって一般財団法人もとす振興公社と統合しました。従来は、一般財団法人もとす振興公社としてさらなる快適性やサービスの維持向上を図るため、積極的な改善に取り組むとともに、地域資源を活用した企画イベントの開催など、効率的な施設の管理運営による収益改善を目指して、観光交流発展、地域経済の振興及び市民の健康増進、文化向上に寄与できるよう努力してまいります。

以上、一般財団法人NEO桜交流ランドの説明をさせていただきます。

続きまして、報告第8号 一般財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

事業報告を1ページから5ページに記載しております。

まず、1ページの事業の状況ですが、25年度の年間延べ利用者数は1万4,916人、経常収益計4,726万6,256円となりました。

2ページから5ページがイベント活動、広報、支援事業、講習会参加等の活動報告が記載されております。屋外宿泊体験施設として市内外の小・中学校の活用もあり、平日の利用促進も図られました。

6ページから7ページについては、理事会、評議員会の開催状況及び役員等に関する事項が記載されております。

8ページは、月別の売り上げ及び利用者の状況が記載されております。

9ページの収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移についてであります。平成25年度の欄の前期繰越収支差額2,253万4,703円に、当期収支差額マイナス1,081万374円を加えまして、次期繰越収支差額は1,172万4,329円となっております。施設開設15周年を迎え、効率化と利用者の

便宜を考え、業務用設備の修繕、買いかえ等をしたことから正味財産が減となったものであります。

10ページから16ページまでは決算報告でありまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、監査報告書となっております。

なお、一般財団法人ふるさと財団は、平成26年4月1日をもって一般財団法人もとす振興公社と統合しました。一般財団法人もとす振興公社として従来どおり地域に貢献できる公共施設として運営するよう努めてまいります。

以上、一般財団法人NEOふるさと財団の補足説明とさせていただきます。

最後に、報告第9号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告ですが、1ページをごらんください。

営業の経過及び成果ですが、「手づくりで最高の特産品を、真心を込めたサービスでお客様に喜びと感動を与え続けます」というビジョンのもと、顧客満足の向上に努めました。

当期の業績につきましては、総売上高5,241万9,000円で、当期純利益は75万円となっております。

2ページから4ページは会社の概況、取締役及び監査役名、売り上げ分析が記載されております。

5ページは株主総会、取締役会の開催状況であります。

6ページから12ページは決算報告でありまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、監査報告書となっております。

6ページの貸借対照表をごらんいただきますと、資産合計は1,461万3,432円、負債合計は408万1,630円、純資産合計は1,053万1,802円であります。

なお、株式会社うすずみ特産は平成26年3月31日をもって解散することとなりました。現在は精算過程に入っておりますが、うすずみ特産の事業につきましては、4月1日より一般財団法人もとす振興公社が引き継いで実施しております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

報告第6号 一般財団法人もとす振興公社の経営状況を説明する書類について、報告第7号 一般財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第8号 一般財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第9号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

日程第12 議案第39号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第12、議案第39号 物品売買の契約の締結について（小中学校情報機器）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第39号 物品売買契約の締結についてでございます。

小・中学校情報機器について、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

議案第39号についての補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、議案第39号の補足説明をさせていただきます。

6つの小・中学校のパソコン教室等のパソコンの更新及び各中学校に電子黒板等を購入するものでございます。

それでは、続きまして契約の内容でございますが、落札者、株式会社中日AVシステムとの間において仮契約を交わしております。物品は小・中学校情報機器、パソコン420台、電子黒板23台、ソフトウェア他一式でございます。

契約の方法につきまして、指名競争入札でございまして、議案の概要の1ページにございますように、こちらに添付しております入札執行一覧表にございますように、12社の参加のもとに実施したものでございます。

納期につきましては、本年10月31日ということで、契約金額につきましては1億4,148万円でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼び者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第39号 物品売買契約の締結について（小中学校情報機器）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（若原敏郎君）

日程第13、発議第4号 集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書についてを議題といたします。

発議第4号については、提出者に説明を求めます。

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

発議第4号ということで、集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書についてであります。

別紙のとおり発案するというので、平成26年6月26日提出であります。

提出者は、私、大西徳三郎であります。賛成者、高橋勝美議員、中村重光議員、黒田芳弘議員であります。

朗読することによって、説明をしたいと思っております。

集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書（案）であります。

安倍首相は、私的諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が提出した報告書を受けて、集団的自衛権の行使容認を6月中にも閣議決定する方向で与党協議を加速しており、閣議決定を踏まえた関連法案の整備も予定されている。

近年、北朝鮮による核・ミサイル開発の動きや、東シナ海における尖閣諸島の領有権問題など、日本の安全保障をめぐる環境が変化する中で、集団的自衛権の行使について議論することについては否定するものではない。

しかしながら、集団的自衛権の行使については、国防、安全保障の根幹にかかわり、国民生活に影響を及ぼす重要な問題であることに鑑み、関係者との十分な意見交換を経て、例えば、全国で公聴会を開催するなどの方法で、最終的には国民の理解が得られる形で結論を出すべきだと考える。

よって、現在、政府が進められている集団的自衛権の行使容認の検討に当たっては、関係者との十分な意見交換を踏まえ、国民的議論を経るなど、慎重に進めることを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年6月26日。岐阜県本巣市議会議長。

宛先は、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、外務大臣様であります。以上です。

十分慎重審議していただきまして、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

今、意見書を朗読されたんですが、私、新聞記事しかございませんので御理解いただきたいんですが、15日の新聞によりますと、自民党岐阜県連が今月県内の42町村議会全ての議長に要請文を送ったという報道がされているんですが、これがその要請文というふうに理解していいですか。

○議長（若原敏郎君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

最初の要請文とは少し変わってきておりますけど、ほぼ内容的には同じです。

[挙手する者あり]

○議長（若原敏郎君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

それで、その後一部今回提案者のほうで見直されているということでございますけれども、18日の新聞によりますと、県政自民クラブの議員総会を開かれまして、そして意見書の案をつくられたと報道されていますが、その総会の後に修正をされた。その修正案が24日、県議会で議決されたというふうに、新聞記事だけでそう理解しているんですが、それでよろしいですかね、まず。

○17番（大西徳三郎君）

はい。

○7番（高田文一君）

わかりました。続いてよろしいですか。

それで、修正されたものを24日に県議会で議決をされたんですが、その文案とこれとはまた違うんですね。

○17番（大西徳三郎君）

違います。

○7番（高田文一君）

わかりました。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

長年の国会での論議の末に、集団的自衛権については、今の憲法、特に憲法9条とのかかわりで行使できないというのが政府の正式な見解としてずうっと述べられてきたわけでありませぬ。

最近の政府のいろいろ口実にしているのを見ますと、例えば伊達判決を持ち出して、それが都合が悪くなるとまた取り下げて、今度は72年の政府見解を持ち出す。72年の政府見解は、最後に現憲法のもとでは集団的自衛権の行使はできないという結論を述べています。けれども、その部分は置いておいて、前段の都合のいい部分だけ取り出して、だからできるんだという解釈を勝手にしておりますが、そういった中で今回の慎重な検討を求める意見書ということでございますけれども、集団的自衛権の行使について議論することについて否定するものではないというふうに述べられています。

最初に申し上げたように、これまで集団的自衛権については、今の憲法のもとでは行使できないということがはっきりと言われてまいりました。それを検討すること自体が私はどうなのかというふうに思っておりますが、その点についてどうなのかということが第1点です。

それと2つ目に、そういった状況の中で、どの世論調査を見ても、本当に多くの国民が集団的自衛権の行使容認については反対の意思を表明しています。けれども、そういった世論調査を見ても、新聞報道によりますと、政府は関係なく、とにかくどんどん進めていくんだというふうに全く意に介さないような態度を示しています。そういったことについて、どのように感じておられるかお伺いします。

○議長（若原敏郎君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

最初の1点目で、集団的自衛権の行使について議論することについては否定するものではないというふうにありましたけど、今その指摘をいただきまして、議論することについては否定するものではないと思います。

先ほど、最初から、その前段にありますように、北朝鮮の核ミサイルとか、東シナ海の尖閣諸島の領有権問題で中国からいろんな問題行動を起こされておるといようなこと、そのもの全体を含めてこのことについて議論することについては否定するものではないというふうに思っております。

もう1つ、次に2点目ですけど、1週間ほど前に新聞で報道されましたけど、このことについて世論は半数以上が反対であるということで、本当に慎重に扱うべきということは承知しております。そのようなことから、最後に書いてありますけれども、最終的には国民の理解が得られる形で決めていくべきではないかと、そのようなことも私自身も思っておりますし、そのように望むということで、このような意見書を出すということでもあります。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

もう1点申し上げたいのは、尖閣の問題とか東シナ海の問題を言われまして、状況が変わっているということでございますけれども、そういった問題については従来の個別的自衛権の範疇で考えられる問題だろうと。集団的自衛権を容認するということになっていけば、自民党の石破幹事長などが言っておりますように、地球の裏側までも、どこまでも自衛隊を派遣して武力行使をすることが可能になるということをはっきりと言っていますね。

今言われた日本の周辺でいろいろな問題が起きたときには、じゃあどうするかということについては、従来の個別的自衛権の範疇だというふうには私は確信しておりますけど、そういった範囲を超えて中近東、あるいは地球の裏側までも軍隊を派遣することになる。だから、そういったことについて、やっぱり今の憲法上許されないというのが公式の政府見解だったわけですね。だから、それを議論することもだめだというふうには言えないという考えもあるかもしれませんが、でもこれまでの国民共有の意思として、今の憲法のもとではというふうに言われてきた。それがまた一方的な政府の閣議で変えられてしまうということについては、多くの国民が危惧の念を持っているのは事実で、今言われたとおりなんです。だから、私はそういう点では慎重に審議するということと、さらにその前提として、今までの政府見解をころっと変えてしまうなんていうことを、おいそれとやると考えること自体がまず問題だというふうに思っているんですが、何かお考えありましたらお願いします。

○議長（若原敏郎君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

そもそも集団的自衛権につきましては、鵜飼議員も御承知のとおり国連憲章で認められておるといふ前提があるかなと思います。しかし、我が日本国におきましては、先ほど言われたように、第9条においていろんな歯どめがかかっていることだと思います。しかしながら、本当に最近の世情といいますか、そのようなことからいうと、個別的自衛権だけでも対応できるのではないかとわかりますけど、やっぱり日本の自衛隊だけでは守れないということもあつたりするかなと思ったりもします。どうしても集団的自衛権という話になってくるわけですけど、そこの議論はまさにこれから閣議決定をしようとする国としては言っていますけど、我々としては閣議決定する前に国民に広く理解を得られるように政府としては努力していただきたいなというふうに思っております。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

集団的自衛権を慎重に審議をするよという案でございますけれども、国においていろんな閣僚、その他もろもろ、いろんな方たちがいろんな意見を言っておられます。

私も東京に結構行きますけれども、国会の前にいろんな方たちが陣取って、いろんな形でアピー

私をしております。そういう人たちの声を聞きますと、それぞれの意見がそれぞれに違うように思っております。そういうことによって、今、国の中においてこうすべきであると、市民の中においてこちらの方向のほうがよかろうかというようなこと自体も設定はされていないというふうに感じております。そういうことを広く国民に求める、国としてそういう議論をする場所を大いに求めてほしいなというふうに思っております。

私も20人近い代議士等々のおつき合いがありますけれども、この問題についていろんな形で聞くことがあるんですけども、20人が20人とも、正直なことを言って全部違います。それぞれに温度差があります。そういう中において、今政府がこういう形で安倍さんが持っていこうという方向に持っていくことにおいては、確かに私自身も危惧を感じておりますけれども、今言われるように、我が国の国民をどうして守っていくかということをひとつ考えてみますと、第一次世界大戦、第二次世界大戦においてもまだそんなに古い話じゃない。国を守っていくためのエネルギーを確保するために始まったのが第二次世界大戦なんです。他国が石油を一切日本国に輸入をさせないというところから第二次世界大戦が発生をしていったわけなんです。

今、いろんな形で他国から日本は攻められていると思っております。そういう中において、日本国国民の生命と財産を守るためにはどうしたらいいのかという思いの中で、提案者である人にお聞きをするんですけども、この中で広く国民に理解を求めるために会議を開くというふうに強く求めているような文章にとれるわけなんですけれども、大西議員におかれましても、いろんな形でそういう評論家等の講演会等を聞きに行かれて、万が一アメリカと北朝鮮が何らかの形でトラブルが起きたときに、その艦隊、またアメリカ等、今論議されているのはごく親しい同盟国に何ぞあったときにはというような形がうたわれている。当然アメリカにミサイルが飛んでいくことになる、北朝鮮が飛んでいこうとすれば、それを当然撃ち落とす段取りが、技術的に不可能か否かは別として、ミサイルを撃ち落とすというような形で今議論がなされているかと思っておりますけれども、北朝鮮、名指しはいけませんと思っておりますけれども、他国が打つミサイルをアメリカに届く前に日本国が落とすということになれば、その設備そのものを他国が攻めてくるのではないか、その後でアメリカに対してロケットを打ち込むのではないかなあという危惧もあるわけなんです。そういうことを広く市民に知らしめて、今の国、また外国とのいろんな政府が持っている資料を全て国民に知らしめて、そして広く国民との中で対議、討論をしていくことが結果として日本国の生命と財産を守ることになるかと思っておりますので、どうか今国がやっておられることに対して、慎重審議していただけるというこの案文においては、非常によかろうかと思っておりますので、もう少し文面を要望をきつくしてもよかろうかという思いがありまして、今お聞きをしたわけなんですけれども、自由民主党の県連は、途中から自分たちの出したものを変えてきましたけれども、当提出者におかれましては、最初の提出文面と何ら変わっておられませんけれども、これからも何ら変えるつもりはないのかお伺いをします。

○議長（若原敏郎君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

今、るる説明をしていただきまして、これから国がやろうとしておるのは、閣議決定して、それから国会等でいろんな議論を進めていくという話ですけど、我々は本当にちょっと違うのではないかと思います。今質問されましたように、いろんな個別化のそういう事案については、本当にこれからけんけんがくがくと国会で議論が闘わされるのではないかと、そんなようなことも思っておりますし、この意見書につきましては、当初県連からもこのようなということで、それをもたにつくっておるわけですけど、我々としては、市民の代表者である我々議員でありますので、やっぱり市民の立場に立ってこのような最初の意見書が、我々も十分検討しましてこれがいいであろうと。2日前、24日に県議会で意見書が上がりましたが、それについては私のほうから見れば大分骨抜きというか、大分いろんなことでやわらかくなったなあと思っております。そのようなことから、我々としては最初の方針どおり、この意見書でもって持ち続けていくということで意見書を上げていっていただきたいなど、そんなように思っております。以上であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私たちは市民から負託を受けた議員であります。また、議員が出す案において責任を持って出されたということであれば、大いに結構だと思っております。以上。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほども申し上げましたように、これまでずっと統一見解としていろんな論議の末、現憲法のもとで集团的自衛権は認められないということが共通認識でありました。それを政権がかわったら

法的に解釈を変更してしまうということは、とても許されることではないということが一つと、そういう状況の中で、意見書案の中に政府が進めている集団的自衛権の行使容認の検討に当たってはというふうにございます。行使容認の検討そのものが、先ほどから申し上げているように、ほとんど起こり得ないようないろんなケースをるる上げて、強引に推し進めようとしています。そういう状況の中で考えてみれば、私は今回の意見書については、集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討ということではなく、今の段階では少なくとも行使容認に反対という立場を明確にした意見書にしてほしかったというふうに思います。

ここで繰り返しますけれども、行使容認の検討に当たってはもっと慎重にやってくれということになりますと、やっぱり前提が違うんじゃないかというふうに思いますので、反対をいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

ただいま議題となっております集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書について、私も賛成者の立場から、当然賛成をさせていただきますが、先ほどから出ておりますが、共同通信社が行った最新の世論調査によりますと、行使容認の是非については反対が55.4に対し賛成は34.5%と、前回の調査に比べ、その差が広がっている現状がございます。

私どもも、ことしの4月でありましたが、自民党岐阜県連が主催をいたしました憲法改正研修会に参加をしてきましたが、最後の質疑におきましては、どなたも集団的自衛権の行使については、その必要性、昨今の東シナ海とか北朝鮮の状況を眺めて、その検討については理解をすることはできたとしても、やっぱりこういった研修会ですとか公聴会などを全国的に開催して、広く国民の理解を得られたいとする意見が大半でございました。

現在の状況におきましては、閣議決定に向け自民・公明両党による与党協議が進められておりまして、その内容は新聞を見ておりまして日々変化をしている状況ではございますが、それは閣議決定案の文言をめぐる調整であり、私から見れば合理的な法解釈とはかけ離れておりまして、どういった表現であればお互いの顔が立つのかなといった、そんな政治的な妥協の話になっているように感じられております。その点につきましては、地方議会の声も国民の声もありません。

したがって、私は、内容についてはいろいろ御意見はございますが、この意見書案にあるように、十分な時間をかけ、関係者との意見交換を踏まえ、国民的議論を得るなど、慎重に進めることを強く求め、やはり現在としてはこの意見書を提出することが適切であるというふうに考える次第であります。

以上、本案に対する賛成の討論とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第4号 集团的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（若原敏郎君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第3回本巣市議会定例会を閉会いたします。22日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

午前11時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員